

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高田福社会（以下「この法人」という。）の役員及び評議員の報酬等の上限について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬、賞与及び退職手当を支給することができる。

- 2 評議員には、この法人の定款で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了し、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者についてはその遺族に支払うものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 全理事の年間の報酬総額は、決算を決議する定時評議員会において、次の計算式に基づき、その上限額を決定する（千円以下切り捨て）。ただし、この計算で400万円を下回った場合は、上限額を年間400万円とする。

『直近3ヶ年の経常増減差額の合計 ÷ 3 × (20 / 100)』

- 2 全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。
- 3 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
 - (1) 報酬については、別表第1に定める額
 - (2) 賞与については、別表第2に定める額
 - (3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額
 - (4) 通勤手当については、給与規程第25条の規定に準ずる額
- 4 非常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
 - (1) 報酬については、別表第4に定める額
 - (2) 退職手当については、別表第3に定める計算式により算出される額
- 5 役員の報酬額は、評議員会の承認を得て決めるものとする。

6 評議員の報酬は、別表第5に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員が職務のため出張したときは、職員旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月15日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、給与規程第4条に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、賞与支給規程第4条に準じた日とする。
 - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任または死亡により退職した後3ヶ月以内支給する。
- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 前項の日割り計算によって、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年8月15日より適用する
- 2 第6条に定める常勤理事の報酬については、平成17年9月1日より適用する。
- 3 第6条の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 4 第3条、第7条、第8条、第9条、第10条の改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 5 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条の改正は、平成29年7月1日から施行する。

別表1（常勤理事の報酬）

区分	報酬の額
理事長	月額 200,000～800,000円
理事	月額 0～200,000円

別表2（常勤理事の賞与）

夏季の賞与	報酬月額 × 0～2ヶ月分
冬季の賞与	報酬月額 × 0～2ヶ月分

別表3（役員の退職金算定式）

区分	報酬の額
理事長(常勤)	最終報酬月額×在任年数×係数(0.5～2)
理事(常勤)	最終報酬月額×在任年数×係数(0.5～2)
理事長(非常勤)	100,000円×在任年数×係数(0.5～2)
理事(非常勤)	40,000円×在任年数×係数(0.5～2)
監事	40,000円×在任年数×係数(0.5～2)

※上記在任年数は1ヶ月単位とし、端数は月割とする。ただし、1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げる。

※上記係数は評議員会において決定する。

別表4（非常勤役員の報酬）

区分	報酬
理事長業務	1回当たり 30,000円
理事会出席	1回当たり 20,000円
評議員会出席	1回当たり 20,000円
監事監査・指導	1回当たり 20,000円
評議員選任・解任委員会出席	1回当たり 10,000円
上記他、法人及び施設業務のための出勤	1回当たり 20,000円

※理事長の会議出席は理事長業務とする。

別表5（評議員の報酬）

区分	報酬
評議員会出席	1回当たり 5,000円

※外部関係者等が会議等に出席した場合の報酬は評議員の報酬を上限とし、理事長が定める。